



露店出店に伴う交通規制のご案内

露店出店に伴い、

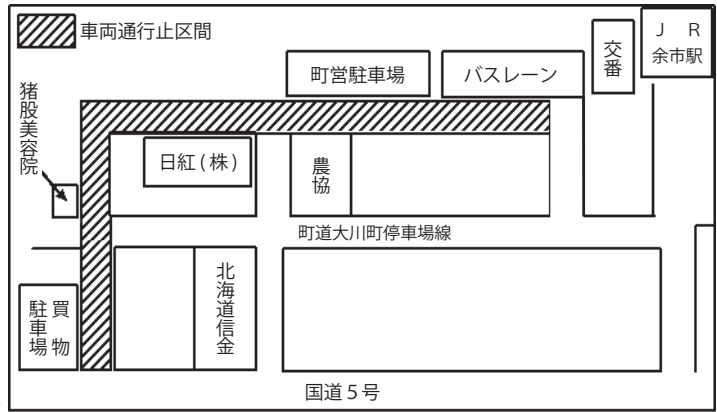
**6月 9日(木) 午前10時から
11日(土) 午後11時まで**

余市駅周辺が車両通行止めとなります。

露店出店するにあたり、路上駐車や車両放置が多くなるのが予想されます。近隣住民の迷惑のみならず、交通事故の原因にもなりますので、違法駐車をしないようご協力をお願いします。

また、国道や周辺町道等の混雑が予想されますので、交通事故には十分ご注意ください。

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、出店が中止になる場合がありますので、ご承知おきください。



問合せ 総務課 総務グループ ☎21-2111



国民年金のお知らせ～年金の届出を忘れていませんか？～

国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。なお、国民年金は次の3つの種別からなり、仕事を退職した場合などに届出が必要となります。

第1号被保険者・・・農業・自営業者およびその配偶者、学生等の方

第2号被保険者・・・被用者年金制度（厚生年金保険・共済組合等）に加入されている方

第3号被保険者・・・第2号被保険者に扶養されている配偶者（収入要件有）

◎このようなときは、必ず届出をしてください。

	事由	種別の変更	届出先
年金加入者	20歳になったとき (被用者年金制度の被保険者等は除く)	1号	余市町役場
	会社を退職したとき(扶養されている配偶者)	2号→1号(3号→1号)	
	収入増により、配偶者の扶養から外れたとき	3号→1号	
	海外からの転入により、日本国内に住所を有するようになったとき	1号	配偶者の勤め先
	結婚し、会社員である配偶者の扶養となったとき	1号または2号→3号	
	配偶者の勤め先が変わったとき	3号→3号	

※届出の際は、年金手帳、印かんをお持ちください。

◎年金を受け取っている方も、このような場合には届出が必要になります。

	事由	必要なもの	届出先
年金受給者	年金の受取口座を変えるとき	・年金証書 ・受取を希望する口座の預金通帳	余市町役場

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120



新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする 国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例措置として、国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っています。詳細につきましては次の連絡先までお問い合わせください。

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120 小樽年金事務所国民年金課 ☎0134-23-4236